

一 一三	
}	(省略)
二 四一	
}	
二 四二	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位 に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭 和二十七年法律第百十二号。以下「地位協定特例法」という。） 第五条第一項ただし書の規定による関税法第十五条第三項及び第 九項に規定する入港届（同条第一項及び第七項の規定により報告 すべき事項のうち積荷に関するものを記載した書面を含む。）並 びに同法第十七条に規定する出港届の提出</p>
二 四三	
}	(省略)
二 四三	
}	
二 四三	

一 一三	
}	同上
二 四一	
}	
二 四二	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位 に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭 和二十七年法律第百十二号。以下「地位協定特例法」という。） 第五条第一項ただし書の規定による関税法第十五条第一項及び第 二項に規定する入港届及び積荷目録並びに同法第十七条に規定す る出港届の提出</p>
二 四三	
}	同上
二 四三	
}	
二 四三	